

学 資 ロ ー ン

平成 28 年 2 月 1 日現在

商 品 名 (愛 称)	ちゅうしん学資ローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年齢が満 20 歳以上の方 ・ 就学者本人、または就学者の親権者、法律上の後見人、実質的に就学者を扶養している親族の方 ・ 安定継続した収入のある方 ・ 当金庫が定める審査基準を満たされる方 ・ 一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・ 当金庫の会員となる資格のある方 <ul style="list-style-type: none"> ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ③ 当金庫の地区内に事業所がある法人役員の方 <p>上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資していただき、会員となることができます。</p> <p>なお、会員となっていたかなくとも、ご融資をさせていただくことが可能な場合もございますので、詳しくは当金庫の本支店までお問い合わせください。</p>
再度ご利用の方	<p>次のいずれかに該当される方は、リピートプランをご利用いただけます。</p> <p>申込日時点または貸付実行日時点において、次のいずれかに該当される方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫の一般社団法人しんきん保証基金保証付個人ローン・住宅ローンのご利用状況が次のいずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ① 貸付実行日から 6 ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている ② 完済して 3 年以内 ・ 当金庫の一般社団法人しんきん保証基金保証付カードローンが次のいずれかに該当される方 <ul style="list-style-type: none"> ① ご契約中 ② 新規にご契約する（リピートプランの貸付実行日以前（同日含む）にご契約する）
お使いみち	<p>申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金</p> <p>※①および②は、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 就学する学校等への納付金（最長 1 年分） <p>※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校（教育施設）と呼称されるもの</p> <p>※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） <p>※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用（敷金・礼金・家賃）、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 申込人が①または②を用途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローンの借換え資金（基金保証付教育カードローンは除く）および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
対象学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学する学校（教育施設） なお、国内・海外の別および学校の種類を問いません。
ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000 万円以内（1 万円単位）
ご利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 ヶ月以上 16 年以内（元金据置は、卒業予定月まで）
ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月元金均等・元利均等の 2 種類のご返済方法があります。 ・ ボーナス併用も可能です（ご融資金額の 50% 以内）。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので、保証人・担保は必要ありません。
保 証 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資金利率に含まれております。
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または営業推進部（9 時～17 時、電話：052-913-1153）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。またお客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記営業推進部または全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫の本支店までお問い合わせください。